

水道水質モニター募集要項

1 実施内容

水道局からお送りする簡易水質測定キットを使用して、ご家庭の蛇口の水道水をモニターご自身で測定していただき、測定結果を水道局にご報告いただきます。

あわせて、味やにおいを直接チェックしたご感想などもご報告いただきます。

ご報告いただいた測定結果等は、水道局ホームページで公表いたします。

(モニター謝礼) 簡易水質測定結果をご報告いただいた方全員に、記念品として水道局オリジナルマグボトルをお送りいたします。さらに、SNS、ブログ等で水道水質モニターの活動をご報告いただいた方には、別途水道局オリジナルグッズをお送りいたします。

2 モニターに応募できる方

都営水道をご家庭用に使用している給水ご契約者（同一世帯の方を含む）。

東京都水道局職員は応募できません。

3 モニター募集人数

合計1,000名程度を予定しています。ただし、ひと月ごとの受付予定数を超えた時点で、当該月の応募は締め切らせていただきます。

4 募集期間

令和元年6月3日（月）から令和2年1月31日（金）まで

5 応募方法

水道局ホームページ、またはハガキにて、ご応募ください。

応募に係る通信料または郵送料はお客様負担となります。

(1) 水道局ホームページからの応募

トップページ中央のバナー「水道水質モニターはこちら」をクリックしてください。

(2) ハガキでの応募

宛先

〒166-0015

東京都杉並区成田東 5-34-21 日建ビル 6階

株式会社リサーチ東京 水道水質モニター運営事務局 宛

記入事項（★は必ずご記入ください）

- ① 応募者名（漢字・カナとも）★
- ② 水道ご契約者名（水道検針票に記載されているお名前）★
- ③ お客さま番号
- ④ 住所（郵便番号・住所）★ 集合住宅の場合は必ず建物名★
- ⑤ 電話番号（携帯電話可）★
- ⑥ 建物形態（一戸建て、集合住宅）★
- ⑦ 集合住宅の場合、貯水槽（受水槽）の有無
- ⑧ モニターへの応募動機

6 決定方法

原則として、先着順に水道水質モニターを決定いたします。

水道水質モニターに決定された方には随時、簡易水質測定キットを郵送させていただきます。

7 測定方法

簡易水質測定キットによる測定を水道水質モニターがマニュアルに沿って実施します。

マニュアルは、簡易水質測定キットと一緒にお送りします。

（測定例）



8 測定項目

- ① 残留塩素 …… 消毒のためにわずかに含まれる塩素の濃度を測定します。
- ② 硬度 …… おいしさの目安の一つとされる硬度について測定します。
- ③ 鉄 …… 鉄サビなどの影響を確認するため鉄分を測定します。

また、直接飲んで、味・においを確認します。

9 測定日時

簡易水質測定キットが到着してから一か月以内を目処に実施していただきます。

10 報告方法

（1）オンラインによる方法（ホームページから応募した場合）

各モニターに、個別の ID とパスワードを発行します。モニター専用の報告用ページから測定結果を入力し、アンケートにご回答いただきます。

(2) 郵送による方法（ハガキで応募した場合）

簡易水質測定キットに同封する報告書に測定結果及びアンケートを記入し、同封の返信用封筒にて、ご郵送いただきます。

11 報告期間

令和元年6月17日（月）から令和2年2月29日（土）まで

12 公 表

測定結果は、水道局ホームページ上に、東京都全体の地図へ測定地点を表示する形式で掲載します。住所は、町名まで掲載します。 ※(参考)ホームページでの公表イメージをご覧ください。

また、寄せられた感想及びSNS等で発信していただいた投稿についても掲載することがあります。〈例〉 ○○区 ・ 男性の感想

モニター結果や感想は水道局ホームページ以外にも、局報道発表資料や水道局の広報用発行物に掲載することがあります。

13 個人情報の取扱い

水道水質モニターに係る個人情報については、この水道水質モニターの利用目的（お問合せ対応、簡易水質測定キット及びモニター謝礼の発送並びにアンケート調査）以外の目的では使用しません。

14 注意事項等

(1) お子さまが測定される場合は、保護者と一緒に行ってください。

(2) 測定時に使用する容器等はお客さままでご用意いただきます。

また、測定にかかる水道料金・下水道料金*はお客さま（給水契約者）のご負担になります。

※ 測定時は、水道管内の滞留水を排水するため、しばらく（1分以上）水を流します。

(3) 測定の結果が適正值でなかった場合は、モニターの方にご連絡するとともに、ご使用場所に職員がお伺いすることがあります。現地での確認ができない場合には、公表結果に反映できないことがあります。

(4) 給水装置（給水管、蛇口等）及び貯水槽（受水槽）の管理はそれを設置した方が担っています。

※参考

- ホームページでの公表イメージ

〈参考〉〇〇年度の水道水質モニターによる簡易水質測定結果

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/suigen/monitor/>

■水道水質モニターによる簡易水質測定結果《個別データ》

回答済モニター数： 908件

実施建物所在地	給水方式	測定結果	残留塩素	硬度	鉄	モニター番号
			基準値 (直結給水栓) 0.1mg/L以上 (貯水槽水遣) 検出	基準値 300mg/L以下	基準値 0.3mg/L以下	
千代田区 神田神保町	貯水槽	適正	○	○	○	1010340
千代田区 麹町	貯水槽	適正	○	○	○	1010488
千代田区 富士見	貯水槽	適正	○	○	○	1010594
千代田区 一番町	貯水槽	適正	○	○	○	1010634
千代田区 西神田	貯水槽	適正	○	○	○	1010688
千代田区 五番町	直結	適正	○	○	○	1010892
千代田区 一番町	貯水槽	適正	○	○	○	1019114
中央区 日本橋浜町	貯水槽	適正	○	○	○	1020197
中央区 日本橋人形町	直結	適正	○	○	○	1020206